

学生納付特例は 毎年度申請が必要です

学生であっても、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方には、学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生納付特例を希望する学生の方は、基礎年金番号通知書または年金手帳・学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書(原本)をお持ちのうえ、伊奈庁舎国民年金課、谷和原庁舎市民窓口課またはみらい市民センター市民窓口課で申請してください。

ただし、日本年金機構から、はがき形式の学生納付特例の申請書が送付されている方は、必要事項を記入し、郵送するだけで申請が可能です。

※マイナポータルを利用しての電子申請も可能です。詳細は市ホームページまたは日本年金機構のホームページをご覧ください。
※令和5年度の国民年金保険料は、月額16,520円です。

※20歳以上の学生であった期間は、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■基準額とは？

学生本人の令和4年中の所得が、128万円+ (扶養親族などの数×38万円) + 社会保険料控除などの合算以下であれば、申請は可能です。

■どんな学生が対象なの？

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校などに在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む) ※修業年限が1年未満や海外の学校など、一部該当しない学校があります。

■年金額に反映されないの？

学生納付特例を受けた期間は、年金を支給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

■あとで納付できるの？

学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

■申請後はどうするの？

申請をすると、承認または却下の結果通知が日本年金機構から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

☎ 伊奈庁舎国民年金課

小中学生の お子さまがいる方へ

～就学援助制度のご案内～

本市では、経済的な理由で就学が困難な小中学生の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または学校総務課にご相談ください。

▶対象者：市税に滞納がなく、次の条件に当てはまる方など

○児童扶養手当を受給中の方

○市・県民税が非課税の世帯の方

○世帯全員の所得合計額が基準以下の方(下表参照)

▶援助内容：学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費、卒業アルバム費、学習通信費 ※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▶申請方法：必要書類に記入・押印のうえ、お子さまの在学する学校へ提出してください。制度のご案内と申請書類は各学校での配付または市ホームページからダウンロードできます。

■令和5年度認定基準表

世帯構成	所得基準額 (持家)	所得基準額 (借家)
小学生、父(または母)	約166万円	約238万円
小学生、父、母	約220万円	約292万円
小学生2人、父、母	約279万円	約351万円

※世帯の構成人数や年齢などにより所得基準額は異なるため、表は目安の金額です。

☎ 教育委員会庁舎学校総務課

農業委員会 各種申請

4月の農地法に基づく許可申請の受付期間は次のとおりです。

▶受付期間：4月21日(金)～25日(火)

※定例総会は5月10日(水)の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局

アライグマ捕獲用罠を お貸しします

市内全域で、アライグマによる農作物や家屋などへの被害が増加しています。本市では、被害防止を目的として、捕獲用の箱罠の貸し出しを行っています。

▶貸出し期間：原則、箱罠1基を1週間

※箱罠の数には限りがありますので、貸し出しをお待ちいただく場合があります。

▶使用料：無料

▶申請方法：産業経済課までお問い合わせください。申請書をご記入いただき、市職員が設置、回収します。

※設置および回収は、土・日・祝日を除く開庁時のみとなります。

▶注意点：アライグマ以外の小動物(タヌキやハクビシンなど)の捕獲を目的とした箱罠の設置および回収はできません。

※アライグマ類似種との比較画像など、詳しくは県ホームページ

☎ 谷和原庁舎産業経済課



カメムシなどの水稲病害虫を 防除しましょう

水稲農家の皆さんは、今年も品質の良いお米を生産できるように、早めの水稲病害虫の対策にご協力をお願いします。

カメムシによる斑点米やヒメトビウンカによるイネ縞葉枯病などを防ぐためには、水田周辺のイネ科雑草を除草し、適切な時期に薬剤で防除することが効果的とされています。

※農薬を使用する際には、使用方法や注意事項を必ず確認してください。

本市では、水稲病害虫防除薬剤を購入した費用の一部を補助する制度がありますので、ぜひご活用いただき、地域全体での米の品質維持に取り組みましょう。

☎ 谷和原庁舎産業経済課



相談

常陽銀行 年金相談

常陽銀行年金相談コーナーでは、常陽銀行委託の社会保険労務士が無料で相談に応じ、年金請求手続きの代行をしてくれます。

▶予約方法：事前に電話で申し込み